

札幌市役務契約に係る企画競争実施要領

平成27年3月25日財政局契約管理担当局長決裁

(目的)

第1条 この要領は、別に定めがあるものを除き、札幌市（交通局、水道局及び病院局を除く。以下同じ。）が発注する役務（札幌市工事施行規程（平成4年訓令第4号）及び札幌市小額工事の施行及び契約事務の適正化に関する規程（昭和45年訓令第8号）の適用対象となるものを除く。以下同じ。）に係る企画競争の実施について、その統一的な手順の詳細を定めるとともに、契約の公平性、透明性、競争性を確保するために必要な措置を講じ、併せて参加資格等についての苦情の申立てに係る制度を整備すること等により、企画競争に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企画競争 複数の者から提出を受けた実施方針・体制等に関する提案書類の良否を審査し、提案能力の優れた者を選ぶ方式（プロポーザル方式）及び複数の者から提出を受けた企画案の良否を審査し、優れた企画案を選ぶ方式（コンペ方式）をいう。
- (2) 公募型企画競争 参加する者を公募する企画競争をいう。
- (3) 指名型企画競争 参加する者をあらかじめ指名する企画競争をいう。
- (4) 調達契約 役務の調達のため締結される契約をいう。
- (5) 部長等 一般部局（札幌市事務分掌条例（昭和46年条例第40号）第1条に規定する室及び局、区並びに会計室をいう。以下同じ。）及び行政委員会事務局等（教育委員会事務局（学校以外の教育機関を含む。）、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局及び議会事務局並びに消防局をいう。以下同じ。）の部長及びこれに準ずる者（担当部長を含む。）をいう。
- (6) 課長等 一般部局及び行政委員会事務局等の課長及びこれに準ずる者（担当

課長を含む。)をいう。

- (7) 係長等 一般部局及び行政委員会事務局等の係長及びこれに準ずる者（担当係長及び主査を含む。）をいう。

(企画競争によることができる調達契約)

第3条 企画競争によることができる調達契約は、その性質又は目的が競争入札に適しないもののうち、次の各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものとする。

- (1) 高度な創造性、技術力、専門的な知識又は経験を必要とするもの
- (2) 先進的な事業など最適なサービスの提供方法又は発注仕様を定めることが困難なもの

2 前項の規定に基づき企画競争を実施しようとするときは、公募型企画競争によるものとする。ただし、調達契約が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、指名型企画競争によることができる。

- (1) 調達契約の性質又は目的が公募型企画競争に適しないとき
- (2) その性質又は目的により企画競争に加わるべき者の数が公募型企画競争に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき
- (3) 公募型企画競争に付することが不利と認められるとき

(企画競争実施委員会)

第4条 前条の規定に基づき企画競争を実施しようとするときは、別表に定める部長等、課長等、係長等をもって組織する企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）を設置するものとする。

2 実施委員会の委員（以下「実施委員」という。）には、前項で定める委員のほか、学識経験を有する者、専門的な知識を有する者その他調達契約に関連する他部局の長（以下「外部委員」という。）を2人以上置くものとする。ただし、外部委員を選任しない理由を明らかにした場合にあっては、この限りでない。

3 実施委員会は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 提案説明書の作成
- (2) 評価項目及びそのウエイト、評価基準、ヒアリング（プレゼンテーションを含む。以下同じ。）の有無、採点が同点の場合の取扱その他契約候補者の選定に必要な事項の設定
- (3) 公募型企画競争による場合における参加資格案の設定

- (4) 指名型企画競争による場合における参加者案の策定
- (5) 評価の確定及び契約候補者の選定
- (6) その他企画競争の実施について必要な事項の設定

4 前3項に定めるもののほか、実施委員会の組織及び運営に関する事項は、それぞれ市長が別に定めるものとする。

(提案説明書の記載事項)

第5条 前条第3項第1号の提案説明書は、告示（札幌市物品・役務契約に係る入札等情報の公表に関する事務取扱要領（平成25年12月2日財政局契約管理担当局長決裁）第7条の規定に基づく告示をいう。）で明らかにする事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 調達契約の詳細（調達契約の内容、調達を行う必要性、達成すべき目的など）
- (2) 予算規模
- (3) 参加手続に関する事項（企画競争の参加に必要な書類の入手方法、積算書及び提案書類の作成・提出方法、質疑応答など）
- (4) 前条第3項第2号により設定した事項
- (5) 企画競争において参加者が1名であった場合の取扱いに係る事項
- (6) 選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等
- (7) その他必要と認める事項（提案書類の作成に係る費用の負担、提出された提案書類の著作権に関する事項など）

(公募型企画競争の参加資格等)

第6条 公募型企画競争に参加することができる者は、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成20年3月28日財政局理事決裁。以下「事務取扱要領」という。）第3条に掲げる要件のほか、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 事務取扱要領第85条第1項及び第2項の規定に基づき定めた要件
- (2) 事務取扱要領第94条の共同請負を認めるときは、当該共同請負人がそれぞれ単独で又は他の者と共同して参加していないこと
- (3) その他必要と認める事項

2 前項の規定に関わらず、調達契約の性質又は目的から、やむを得ず事務取扱要領第3条に規定する参加資格者ではない者の参加を認める場合にあっては、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領（平成14年9月18日財政局理事決裁。）第3条第1項各号のいずれにも該当しないことを要件とする。

(公平性を確保するための措置)

第7条 市長は、第10条の規定に基づき企画競争参加意向申出書（以下「参加意向申出書」という。）を提出した者（以下「意向申出者」という。）が、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、当該意向申出者の評価からの除外、実施委員の新たな選任その他の公募型企画競争の公平性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 実施委員として外部委員（札幌市職員の身分を有していない者に限る。以下この条において同じ。）を選定したときは、当該外部委員が意向申出者の役員（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第3項の役員をいう。以下同じ。）又は使用人であるとき
- (2) 意向申出者が出資団体等（地方自治法第221条第3項で規定する法人をいう。以下同じ。）である場合は、次のいずれかに該当するとき
 - ア 実施委員（外部委員は除く。）が当該出資団体等の役員であるとき
 - イ 実施委員（外部委員は除く。）が当該出資団体等に派遣され又は出向しているとき

(指名型企画競争の参加者案の策定等)

第8条 前2条の規定並びに事務取扱要領第17条、第87条、第88条及び第89条の規定は、指名型企画競争を実施する場合における参加者案の策定について準用する。

(指名の通知)

第9条 市長は、指名型企画競争の参加者を指名したときは、提案書類の提出期限日の21日前までに、各被指名者に対し、指名通知書により通知するものとする。

2 前項の指名通知書には、提案説明書、契約条項、提案書類その他企画競争の実施に必要な書類を添付するものとする。

(参加表明手続)

第10条 市長は、公募型企画競争に参加を希望する者から、参加意向申出書及び参加資格の審査に係る書類その他必要と認める書類を指定した期日までに徴するものとする。

(参加資格の審査等)

第11条 契約担当課の課長等又は当該課長等から指名を受けた係長等（以下「企画競争執行者」という。）は、意向申出者の参加資格を審査するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果を当該意向申出者に対して適当な方法により通知す

るとともに、実施委員会に報告するものとする。

- 3 前項の意向申出者に対する通知のうち、参加資格を満たさなかった者に対する通知は、参加資格を満たさなかった旨及びその理由を記載した書面により行うものとする。

(参加資格の喪失等)

第12条 市長は、前条の規定に基づき参加資格を有することが確認できた者又は被指名者が次条第2項の規定に基づき評価が確定するまで（同項の契約候補者にあつては契約を締結するまで。）の間において、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、当該調達契約に係る企画競争における提案書類は受け付けず、若しくは評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 告示で示した参加資格又は被指名者を選考した基準を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(実施委員会の評価方法等)

第13条 実施委員会における評価方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法によるものとする。

- (1) 各実施委員が独立して評価点を算出し、その評価点の合計値又は平均値に基づき実施委員会が評価を確定する方法
- (2) 各実施委員が独立して良否を判断し、その良否の数をもって実施委員会が評価を確定する方法
- (3) その他適切であると認められる方法

- 2 実施委員会は、評価対象者（前項の規定に基づき評価を受けた者をいう。以下同じ。）ごとの評価を確定し、最も優秀な者を契約候補者として選定するとともに、当該選定結果を明らかにした書面を添えて市長まで報告するものとする。

- 3 市長は、前項の報告を受けたときは、その旨を評価対象者に対し通知するものとする。

(企画競争の成立等)

第14条 公募型企画競争を実施した場合において、意向申出者が1名であったとき

は、次の各号に掲げるいずれかの方法によるものとする。

- (1) 意向申出者が提出した提案書類を審査し、あらかじめ設定した最低評価基準点を超える場合は、当該意向申出者を契約候補者とする方法
- (2) 評価項目・参加資格等を見直し、改めて公募型企画競争を実施する方法

2 指名型企画競争を実施した場合において、提案書類の提出者が1名であったときは、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

- (1) 改めて参加者を選定し指名型企画競争を実施する方法
- (2) 評価項目・選定基準等を見直し、改めて企画競争を実施する方法

(契約候補者との協議)

第15条 市長は、第13条第2項の規定に基づき選定した契約候補者と調達契約に係る詳細について協議を行うものとする。この場合において、契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めないものとする。

2 前項の協議が整ったときは、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）、事務取扱要領その他の関係規程に基づき、特定者を相手方とする随意契約の方法により契約を締結するものとする。この場合において、事務取扱要領第91条第2項第1号の規定に基づく被指名者選考委員会の開催及び見積参加者選考調書の作成は、それぞれ第13条第2項の規定に基づく実施委員会による評価対象者の評価の確定及び契約候補者の選定並びに同条第3項の書面の作成をもって代えるものとする。

(参加資格等についての苦情の申立て)

第16条 第11条第2項及び第12条第1項の規定に基づく通知を受けた者は、札幌市入札及び契約の過程に関する苦情処理要綱（平成14年12月24日財政局理事決裁。以下「苦情処理要綱」という。）の規定の例により、苦情の申立てをすることができるものとする。この場合において、当該申立てをすることができる期間は、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）に規定する休日を除く。）以内とする。

2 前項の規定により苦情の申立てをした者が、当該申立てに対する回答になお不服があるときは、札幌市入札及び契約の過程等に関する再苦情処理要綱（平成22年8月3日財政局理事決裁）の規定の例により、再苦情の申立てを行うことができるものとする。

3 第1項の規定に基づき苦情の申立てをした者は、苦情処理要綱の規定に基づく苦情の申立てはできないものとする。

(評価についての疑義の申立て)

第17条 評価対象者は、自らの評価に疑義があるときは、第13条第3項の規定に基づく通知があった日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例に規定する休日を除く。）以内に、市長に対し、自らの評価について疑義の申立てをすることができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づく申立てに対する回答を行うときは、あらかじめ実施委員会の議を経るものとする。

3 前2項の規定を除き、評価についての疑義の申立てに係る手続きに関しては、前条の規定を準用する。

(苦情の申立て等による企画競争の執行の影響)

第18条 前2条の規定は、原則として、企画競争の執行を妨げないものとする。

(秘密の保持)

第19条 企画競争に係る選定結果を除き、この要領に基づき参加者から提出された提案書類は公にすることにより参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することのないよう慎重に取り扱うものとし、原則として、ホームページ等での公表はしないものとする。ただし、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、非公開情報を除いて、公開請求者に公開する。

(委任)

第20条 この要領の実施に関し必要な事項は、管財部長が定める。

附 則

1 この要領は、平成27年6月1日から施行する。

2 この要領は、この要領の施行の日前において行われた告示その他企画競争の参加を誘引したのものについては、適用しない。

別表（第4条関係）

企画競争実施委員会の構成

企画競争実施委員会の委員	○契約担当部部長等 契約担当課課長等 契約担当課係長等 役務発注課課長等 役務発注課係長等 その他委員長が必要と認める者
--------------	---

備考

- 1 ○は委員長を示す。
- 2 契約担当課課長等と役務発注課課長等又は契約担当係長等と役務発注担当課係長等が同一人の場合は、上表の役務発注担当課課長等又は係長等は、委員長が適当と認める他の課長等又は係長等とする。